

嘆 願 書

2013年6月18日

法務大臣 谷垣禎一 殿

張延偉さんは、中国国籍の法輪功修煉者です。張延偉さんは難民不認定処分を受けて、現在、東日本入国管理センターに收容され、退去強制の危険に直面しています。私たちは、張延偉さんに適切な在留資格を付与するよう、ここに申し入れます。

張延偉さんは2008（平成20）年親族訪問のビザで来日し、海外で自由に法輪功の修煉ができることを実感しました。中国共産党の弾圧でやめざるを得なかった法輪功のことを思い出し、海外に残って再び法輪功を修煉していくことを決意し、同年8月末に仙台入国管理局に難民申請を提出しました。

しかし、張延偉さんは2009（平成21）年6月16日に難民不認定処分を受け、本人は同年7月14日に異議の申立てをしました。そして、この異議申立手続の難民参与員の1人は張延偉さんのことを難民であると認めましたが、2012（平成24）年12月21日付で異議の申立てが棄却されました。

中国共産党は1999（平成11）年7月法輪功を弾圧して以来、今年で14年目を迎えます。過去14年間、中国共産党の法輪功への弾圧は収まる気配がまったくなく、逆に年々エスカレートしています。男女を問わず、年齢を問わず、修煉の日数を問わず、法輪功修煉者である限り、逮捕、監禁と労働教養処分（行政処分的一种）を行います。法輪功のウェブサイトによると、過去14年間で身元が確認された、拷問や虐待により死亡した法輪功学習者の数は3694名に上りました。しかも、張延偉さんの従兄弟であり、共に法輪功の修煉を行ってきた張延超さんは法輪功の修煉者であることを理由に不法逮捕され、そして殺されました。以上からしても、張延偉さんは、帰国したら中国政府から迫害を受けるお

そのある「難民」に該当する者であることは明らかです。

現在、張延偉さんは難民不認定処分の取消等を求めて東京地方裁判所に訴訟を提起しました。仙台入国管理局は、張延偉さんを収容し、中国に強制退去させようとしています。張延偉さんは裁判を受ける権利を有しながら、現在その状況にはありません。仮に張延偉さんは難民として認められない場合、本人の意思に反して強制送還される事は中国における法輪功修煉者が直面する客観的情勢から適当ではなく非人道的であって、人道的立場から、適切な在留資格を付与されるよう願います。

また2013年5月9日、本人が仮放免を申請しましたが、却下されました。代理人の弁護士と裁判に向けて具体的な協議もできません。

張延偉さんは日本において熱心に中国政府による法輪功に対する迫害をやめるよう訴えてきました。また、2008年8月から数十回にわたって、法輪功のボランティア活動に参加していました。特に2011年の東日本大震災後、被災地の方々が放射能の高い地域である東北から離れていったときも、張延偉さんは東北を離れることをせず、数十回にわたって福島、宮城と岩手の避難所に足を運び、落ち込んでいる被災者たちに寄り添い、中国の伝統気功を教えに行っています。張延偉さんは、日本社会に根付き、多くの日本人の友人・知人がおり、信用のある人です。

したがって、張延偉さんの裁判を受ける権利を確保し、生命、身体に対する重大な危険にさらすことのないよう、収容を直ちにやめ、退去強制手続を進めず、適切な在留資格を与えるよう嘆願いたします。

以 上

(提出者：代理人弁護士岩井信、同木村壮)